

(平成21年12月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	19 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	21 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	14 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年3月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 3 月から 50 年 3 月まで
② 平成元年 3 月から 2 年 3 月まで

私が 20 歳になったことを契機に、私の父親が役場で加入手続し、国民年金保険料も婦人会を通じて納付してくれていた。私の両親は、国民年金制度が始まった時から国民年金保険料を納付しており、その両親と同居し、両親の営む店を手伝っていた私の国民年金の納付記録が未納とされているのは誤りである。

また、私がA社を退職し、親戚が経営するB社という会社に勤めていた期間については、当初から、「ここは、社会保険には入っていないから、国民年金に加入するように」と言われて勤め始めており、私自身が役場で手続を行い、保険料も納付していたのに、この期間についても未納となっている。申立期間の記録を訂正して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、申立期間②の直前に在職していたA社を退職後、親族が経営する事業所に入社した際、入社当初に当該事業所は厚生年金保険の適用事業所では無いことから、国民年金へ加入するように勧められ、直ちに国民年金の再加入手続を行ったと主張しているところ、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の国民年金被保険者資格の再取得日は、平成2年2月26日と記録されており、申立期間②のうち、元年3月から2年1月までは国民年金の未加入期間として取り扱われている。しかしながら、市が保管する国民年金被保険者名簿によると、再取得日は元年2月26日と記載されており、オンライン記録と一致していない上、社会保険事務所が保管

するA社の厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は元年3月5日と記載されていることが確認できることから、申立内容を踏まえると、申立人の国民年金の被保険者資格取得日は、市が保管する国民年金被保険者名簿の記録に基づいて、元年2月26日と考えるのが自然である。したがって、申立期間②において、申立人は、被保険者として保険料を納付することが可能であったものと考えられ、申立人に係る社会保険庁の納付記録については適正な管理がなされていなかった可能性が高い。

一方、申立期間①については、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年7月に払い出されている上、市が保管する国民年金被保険者名簿の備考欄には、「50.7適用もれ者」と記載されていることが確認できる。したがって、このころに加入手続きが行われたものと推認され、この時点では、申立期間①の一部は時効により保険料を納付できない期間となる。

また、申立人の保険料を納付していたとする申立人の両親には、申立期間①の保険料をさかのぼって納付したとする記憶は無い上、申立人の両親が昭和47年3月ごろに加入手続きを行い、上記とは別の国民年金手帳記号番号が申立人に対して払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年3月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年1月から8年12月までの期間及び10年1月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月から11年8月まで

私は前々から子供がいないことで、老後のことを考えて、兄や姉に国民年金に加入するように勧められていたが、加入はしていなかったところ、夫の加齢や私自身の体調不良もあり、平成6年ごろに市内で転居したことをきっかけに国民年金に加入し、保険料を金融機関で納付するようになった。

しかし、年金記録問題が起こったので社会保険事務所で納付記録を確認したところ、平成6年1月から11年8月までの期間が未納とされていることを知った。平成7年に、「年金を納めていてよかった。これからどうなるか分からないので」といった会話をしていたことを記憶しているのに未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、平成6年から8年までの分及び10年分の確定申告書の控えを所持しており、これを見ると、国民年金保険料額の記載があり、これについて、申立人は自身の保険料分に加えて当時扶養親族としていた申立人の姪の保険料を含めて申告していたと思うとしているところ、その記載額は当時の二人分の国民年金保険料額とほぼ一致する。

また、申立人は、申立期間の保険料額を記憶しており、その金額は当時の保険料額とほぼ一致していることから、申立期間のうち、確定申告書の控えを所持していた、平成6年1月から8年12月までの期間及び10年1月から同年12月までの期間については、申立人に係る国民年金保険料の納付があったと考えても不自然さは無い。

一方、申立人は、申立期間のうち、平成9年1月から同年12月までの期間

及び 11 年 1 月から同年 8 月までの期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 6 年 1 月から 8 年 12 月までの期間及び 10 年 1 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年11月から54年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年11月から54年9月まで
② 昭和54年10月から58年1月まで

私は、昭和49年6月に国民年金に任意加入し、A市で国民年金保険料を納付してきた。53年11月に夫が海外勤務することになり、私も54年2月以降は夫のところに行くことになったため、A市役所に相談したら保険料を納め続けることができると聞いたので、それ以降は義父に保険料を納めてもらうようになった。その後、私たち夫婦は昭和58年1月に帰国し、B市に在住するようになって再び自分で保険料を納めるようになった。

平成18年4月に被保険者記録照会回答票を見たところ、昭和53年11月から58年1月までの期間は、国民年金の資格を喪失したことによる適用除外期間と回答を受けた。そのうち、9か月間は58年5月に還付を受けたとされているが、私は還付を受けた覚えもなく、ほかの適用除外とされている期間も義父が保険料を納めていたはずであり、義父から保険料を納められなくなったといった報告もなかったのに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 社会保険庁が保管する国民年金被保険者台帳によると、申立人は、昭和53年11月16日に任意加入の被保険者資格を喪失した記録となっているが、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、54年2月6日に申立人が任意加入被保険者資格を喪失した記録となっていることから、申立期間①のうち、53年11月から54年1月までの期間については、国民年金の被保険者資格を喪失していたとする社会保険庁の記録と相違がみられる。

また、戸籍の附票により、申立人は昭和54年2月まで日本国内に居住し

ていたことが確認できる上、申立人は、同年1月分の保険料を同年2月3日に納付した領収書を所持しており、同年2月に海外居住による国民年金被保険者資格の有無をA市役所で相談したことがうかがえる。したがって、申立期間①のうち、53年11月から54年1月までの3か月間については、国民年金保険料が還付されてはいるが、本来は国民年金の任意加入被保険者であったにもかかわらず、行政側が誤って還付したものと考えられることから、保険料の納付済期間と考えるのが相当である。

- 2 一方、申立期間①のうち、昭和54年2月及び同年3月について、申立人は、海外転居後の保険料の納付については、C市に在住していた義父が行っていたとしているものの、当該期間は申立人が海外転出後の国民年金の適用除外期間である上、申立人の義父が当該期間に係る申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の同保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 3 申立期間①のうち、昭和54年4月から同年9月までの保険料については、58年5月31日に保険料を還付したとする社会保険庁の国民年金被保険者台帳の記録が確認できる。当該期間は、申立人が海外転出後の国民年金の適用除外期間である上、当該還付処理は、申立人が帰国後、再加入手続を行った直後に行われていることから、適正であったものと推認され、保険料の納付があったものと認めることはできない。
- 4 申立人は、申立期間②について、C市に在住する申立人の義父が保険料を納付していたとしているものの、当該期間は申立人が海外転出後の国民年金の適用除外期間である上、申立人の義父が当該期間に係る申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の同保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年11月から54年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで
② 昭和39年10月から41年3月まで
③ 昭和42年10月から43年3月まで

父の年金記録を確認したところ、昭和42年10月から43年3月までの期間が未納となっているが、母の年金記録では当該期間は納付済みとなっている。母は、保険料は夫婦同じように納めてきたと言っているので、母親だけが納付となっているのは不自然であり記録がおかしいと思う。

また、両親の年金記録では、昭和36年4月から39年3月までの3年間と、39年10月から41年3月までの1年6か月が夫婦共に未納とされているが、母は国民年金の制度ができてからは、保険料を全額納めてきたと言っており、国民年金制度が始まってから3年間も保険料を納めていなかったとは考えられないので、年金記録を調査してほしい。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は昭和39年2月10日に連番で払い出されており、この時点において、申立期間①の大部分については国民年金保険料が現年度納付できない上、申立人の妻は、国民年金の加入が遅れていた場合は、保険料をさかのぼって納付していたと思うとしているものの、国民年金保険料を納付した時期、場所及び保険料額についての具体的な記憶が無い。

また、申立人の妻は、集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付してい

たとしているが、社会保険事務所の記録によると、申立人の妻についても申立期間①の国民年金保険料は未納となっていることが確認できる上、申立人及びその妻が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人の戸籍の附票から、申立人は、当該期間当初にはA市に居住しており、当該期間中に2度の転居を行っていることが確認できるが、同市が保管している申立人の国民年金被保険者名簿では、申立期間②中に住所変更は行われておらず、当該期間の大部分は居所が不明となり、同市の集金人が国民年金保険料を集金できなかったことがうかがえる。

また、申立人の妻は、保険料を未納にしていた場合は、保険料をさかのぼって納付していたと思うとしているものの、国民年金保険料を納付した時期、場所及び保険料額についての具体的な記憶が無い。

さらに、申立人の妻は、集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとしているが、社会保険事務所の記録によると、申立人の妻についても申立期間②の保険料は未納となっていることが確認できる上、申立人及びその妻が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 申立期間③のうち、昭和42年10月から同年12月までの国民年金保険料については、A市の被保険者名簿から、申立人の妻は当該期間に係る自らの保険料について、申立人が死去した後の43年12月16日に過年度納付していることが確認できることから、申立人及びその妻が当該期間に係る保険料を夫婦一緒に納付していたとは認められない。

一方、申立期間③のうち、昭和43年1月から同年3月までの国民年金保険料について、社会保険庁で管理する特殊台帳及びオンライン記録では、申立人の妻は納付済みであり、その収納年月日は確認できないものの、申立人の妻は、保険料は夫婦同じように納めていたとしているところ、A市の被保険者名簿によると、申立人及びその妻の国民年金保険料の納付年月日はほぼ一致していることが確認できることから、申立人のみ未納とされていることは不自然である。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年3月から61年3月までの期間、同年12月及び62年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年3月から61年3月まで
② 昭和61年12月及び62年1月

昭和60年4月に厚生年金保険の資格を喪失した後、結婚まで慌ただしかったので、国民年金の加入手続を忘れていたが、結婚後、自宅を訪れた集金人を通じて、未納分の保険料をさかのぼってまとめて納付した。

また、A市に転居した際、国民年金の手続を行い、保険料を口座振替で納付できるように依頼したが、未納期間が生じないように、口座からの引き落としが間に合わない分については、納付書を発行してもらって、銀行で納付した。未納とされている申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、結婚後間もなく、自宅を訪れたB市の集金人にさかのぼって保険料を一括して納付したとしているところ、申立人が同市から昭和62年1月に転居した先のA市が保管する国民年金被保険者名簿の納付状況欄によると、申立期間①について「定額完納 市外検認」と押印されていることが確認できる上、A市によると、当該記録については、当時の管轄社会保険事務所に申立人の転入前の納付記録を確認して登載したものであるとしており、この当時に社会保険事務所が管理していた申立期間①の納付記録は納付済みであったものとみられる。

また、申立期間②について、申立人は、昭和62年1月にA市へ転居後、同年4月に申立人及びその夫に係る国民年金の手続を行い、その際、口座振替により保険料を納付することを申し込み、転居前のB市で未納であった61年12

月から口座振替開始までの期間について納付書を作成してもらい、金融機関で保険料を納付したとしているところ、A市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人及びその夫が62年4月6日に国民年金の手続を行った旨の記録が確認でき、申立人の主張と一致する上、この時点において、申立期間②に係る納付書の発行は可能であることから、前後が納付済みである当該2か月間についても、保険料が納付されたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から同年3月までの期間、61年12月及び62年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年1月から同年3月まで
② 昭和61年12月及び62年1月

申立期間①については、20歳になった時、国民年金への加入について説明を受けたため、加入手続を行い、保険料は納付書により納付した。

また、申立期間②については、A市に転居した際、妻が国民年金の手続を行い、保険料を口座振替で納付できるように依頼したが、未納期間が生じないように、口座からの引き落としが間に合わない分については、納付書を発行してもらって、銀行で納付した。未納とされている申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、20歳に達した時、国民年金に加入するよう強く勧められ、B市役所で加入手続を行い、その際に発行された納付書により納付したとしているところ、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年4月に払い出されていることが確認できる上、同払出簿における申立人の同手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人は同年3月11日ごろに加入手続を行ったものと推認され、この時点は、申立期間①である昭和55年度第4期分の納期限前であり、当該期間の現年度納付書が発行されていたものと考えられ、申立期間①の3か月のみが未納となっていることは不自然である。

また、申立期間②について、申立人は、昭和62年1月にA市へ転居後、その妻が、同年4月に申立人及びその妻に係る国民年金の手続を行い、その際、

口座振替により保険料を納付することを申し込み、転居前のB市で未納であった61年12月から口座振替開始までの期間について納付書を作成してもらい、金融機関で保険料を納付したとしているところ、A市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人及びその妻が62年4月6日に国民年金の手続を行った旨の記録が確認でき、申立人の主張と一致する上、この時点において、申立期間②に係る納付書の発行は可能であることから、前後が納付済みである当該2か月間についても、保険料が納付されたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から同年9月までの国民年金の定額保険料並びに56年1月から同年3月までの定額保険料及び付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで
② 昭和47年4月から同年9月まで
③ 昭和56年1月から同年3月まで

私は昭和33年から自営業をしていたが、国民年金制度ができた昭和36年4月ごろに役所の方が店舗に来られて国民年金への加入を勧められたので、その時に国民年金の加入手続を行い、それ以後は集金人に保険料を納めていた。

昭和39年3月に自営業をやめた後は、しばらく保険料を納めていなかった期間があったが、47年ごろから厚生年金保険の被保険者になるまでは付加年金も含めて保険料を欠かさず納めてきた。また、特例納付のことを知った55年ごろにそれまで未納にしていた期間の保険料を何回かに分割して納めた。それなのに未加入とされている期間や保険料が未納とされている期間があるのは納得できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は昭和55年ごろに何回かに分けて未納期間の国民年金保険料を納付したとしているところ、社会保険事務所の国民年金被保険者台帳によると、申立人は、39年4月から40年3月までの保険料を54年3月に、また、申立期間②の直前の41年4月から47年3月までの保険料を55年6月に、それぞれ第3回特例納付により納付していることが確認できる上、申立期間②の直後の加入期間は付加保険料も納付しているなど納付意識が高いことがうかがえることから、申立期間②に係る国民年金保険料を特例納付

していたと考えるても不自然さは無い。

また、申立期間③については、社会保険事務所の国民年金被保険者台帳から、申立期間の前後は国民年金の定額保険料及び付加保険料が納付済みであり、申立人の申立期間③当時の生活状況にも変化は認められないことから、当該期間の3か月のみが未納とされているのは不自然である。

一方、申立期間①については、申立人は、自宅に来ていた集金人に国民年金保険料を納付していたとしているが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年5月24日に払い出されていることが確認でき、申立期間①については、同記号番号の払出時点では、時効により保険料を納付できない期間となる上、36年4月ごろに別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から同年9月までの国民年金の定額保険料並びに56年1月から同年3月までの定額保険料及び付加保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から同年3月まで

私は、市役所に勤務していた夫の勧めにより、昭和36年4月に市役所で国民年金の任意加入の手続きを行い、それ以来、市役所の集金員を通じて保険料を欠かさず納付していた。

ねんきん特別便が届き、申立期間の納付記録だけが未納とされていることを知った。私は、万が一、未納があった場合でも、督促などがあつたはずであり、その指示のとおり納付している。年金に限らず、納付すべきものはすべて納付しており、申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足した昭和36年4月に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除き、60歳となるまで国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間の前後は納付済みである上、申立期間の前後を通じて、申立人の仕事や住所に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間の3か月のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年12月11日から44年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を44年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、42年12月から43年6月までは1万8,000円、同年7月から同年10月までは2万6,000円、同年11月は2万8,000円、同年12月は3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月11日から44年2月1日まで

私は、A社で昭和41年5月1日から44年1月末まで勤め、給料から健康保険料及び厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の被保険者資格が42年12月11日喪失となっている。年金記録が欠落した申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年5月1日から44年1月末までA社で勤務したとしているところ、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者原票を見ると、当該事業所では、申立人を含む8人について、当該事業所が総会決議により解散した日の翌日である42年12月11日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。また、上記8人については、いずれもi) 43年10月1日の定時決定による標準報酬月額が抹消されていること、ii) 健康保険証の返納日が同月15日となっていること、iii) 備考欄に「全員喪失」と押印されていること、及び社会保険庁のオンライン記録により当該事業所が43年6月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できることから、当該事業所は、42年12月10日に総会決議により解散したものの、申立人等に係る被保険者資格の喪失届を遅れて43年10月15日ごろに行ったものと推認される。

しかしながら、申立人が提出しているA社に係る給料支払明細書（昭和42年12月分から44年1月分まで）により、申立人が申立期間に当該事業所で勤務し、申立期間のうち、42年12月から43年12月までの期間に係る厚生年金保険料（保険料は翌月控除）を給与から控除されていたことが確認できる上、申立人と同様に資格喪失処理をされている元従業員が上記のとおり7人おり、申立人及び元同僚の供述を踏まえ判断すると、当該事業所は、適用事業所でなくなった43年6月1日以降においても、適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給料支払明細書から、昭和42年12月から43年6月までは1万8,000円、同年7月から同年10月までは2万6,000円、同年11月は2万8,000円、同年12月は3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、上記のとおり、申立人を含む8人は、当該事業所が総会決議により解散した日の翌日にさかのぼって被保険者資格を喪失していることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年12月から43年12月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和44年1月1日から同年2月1日までの期間については、上記給料支払明細書により、申立人が当該事業所で勤務していたことは認められるが、当該事業所では、厚生年金保険料を翌月に支給する給与から控除していたことが認められる上、同年1月に支給された給与から控除されている厚生年金保険料は1か月分であることが確認できることから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成13年10月2日から14年10月21日までの期間について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年7月2日から同年10月2日まで
: ② 平成13年10月2日から14年10月21日まで

A社に入社したのが平成13年7月2日であるから、資格取得日の訂正をしてほしい。

平成13年10月2日から14年10月21日までについては、A社に係る社会保険庁の被保険者記録では、標準報酬月額が15万円となっているが、給与明細書から推定される報酬月額は、13年3月から同年5月までの平均給与が30万5,450円、同年4月から同年6月までの平均給与が30万2,320円であったことから、そのどちらかの標準報酬月額か、あるいは、在職時に控除されていた厚生年金保険の保険料が2万4,290円であることから、標準報酬月額を28万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、当該期間に係る申立人の標準報酬月額については、社会保険庁の記録によると、当初、28万円とされていたことが確認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録では、申立人がA社に係る被保険者資格を喪失した日（平成14年10月21日）の後の同年10月24日付けで、申立人の標準報酬月額が資格取得時まで^{そきゅう}遡及して引き下げられており、申立人の標準報酬月額が15万円に記録訂正されていることが確認できる上、同日付けで、すべての従業員の標準報酬月額が同様に遡及して引き下げられていることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る滞納処分票を見ると、「平成14年10月23日に事業主より届出漏れの月変届を提出したとのこと（H12.11改定分）未納分との充当確認す。」との記載が確認できる。

さらに、申立人が所持する平成14年2月分から同年8月分までの給与明細書を見ると、その間の各月について、厚生年金保険料として標準報酬月額28万円に対応する2万4,290円が控除されていたことが確認できる上、元同僚も、「退職するまでに会社から賃金引き下げの話はなかった。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、平成14年10月24日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由はなく、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の13年10月から14年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た28万円に訂正することが必要であると認められる。

一方、申立期間①については、雇用保険の記録から、申立人がA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、複数の元同僚は、「入社してから3か月ほどの試用期間（見習期間）があった。」、「入社日と厚生年金保険被保険者資格取得日とは同じではなかった。」とそれぞれ証言している上、当該元同僚のうちの一人は、「その間、自分は国民年金に加入していた。」と証言しており、証言どおりに国民年金の加入記録が確認できる。

また、申立人は、申立期間①に係る給与明細書を所持しておらず、申立期間①における厚生年金保険料の控除は確認できない上、当該事業所は、既に廃業しており、当時の事業主も所在が不明のため、申立期間①当時の申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月19日から同年9月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を同年4月19日、資格喪失日に係る記録を同年9月21日とし、当該期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から47年6月まで

私は、昭和45年3月27日に免許を取得し、翌4月からA社に入社し、2年2か月ほど勤務したが、社会保険事務所で厚生年金の受給手続きをした際、同社での記録が無いことを説明された。納得できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年4月から47年6月までA社で勤務したとしているが、社会保険事務所の記録によると、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者記録は確認できないものの、雇用保険の記録から、申立人は、申立期間のうち、45年4月19日から同年9月20日までの期間、同社で勤務していたことが確認できる。

また、社会保険庁の記録により、申立期間当時にA社において厚生年金保険被保険者資格を有することが確認できる元従業員を把握し、15人に対して申立期間当時の状況を照会した結果、回答があった9人のうちの7人(B職6人、事務員1人)が、「入社時から正社員で、厚生年金保険被保険者資格を取得し、厚生年金保険料を毎月給料から控除されていたと思う。健康保険と雇用保険についても同様であった。」と証言している。

さらに、他の元B職一人は、「免許取得までの養成期間(1か月)終了後、厚生年金保険に入った。」と証言しているところ、申立人は、A社に入社する

時点で既に免許を有していたことが確認できる。

加えて、上記複数の元従業員が、A社の申立期間当時の社員数が100人程度であったとしているところ、社会保険庁のオンライン記録において、申立人の入社時点（昭和45年4月19日）の同社における厚生年金保険被保険者数を確認した結果、93人であり、元従業員が証言する社員数とおおむね一致するため、当時、当該事業所においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月19日から同年9月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA社に係る被保険者原票において確認できる同職種の被保険者の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、仮に事業主から申立てどおりの資格取得届が提出された場合には、その後申立期間において事業主が健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは通常の処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年4月から同年8月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和45年9月21日から47年6月までの期間については、i) 申立人がA社退社後に入社したC社が保管する労働者名簿を見ると、申立人が46年5月にC社に入社したと記載されていること、ii) 雇用保険の記録により、申立人がC社において、47年3月27日に同保険の被保険者資格を取得していることが確認できること、及びiii) 申立人のA社における勤務時期等について元同僚等から証言を得られないことから、申立人の当該期間における勤務状況を確認することができない。

このほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、昭和45年9月21日から47年6月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年5月1日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を同年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月21日から同年7月1日まで

私は、昭和44年4月に、それまで勤めていた会社の同僚一人と共にA社に入社し、同年11月1日に退社したが、同社での厚生年金保険被保険者記録が同年7月1日以降しか無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年4月21日から同年11月1日までA社で勤務したとしているが、社会保険事務所の記録によると、申立人は、同社において同年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年11月1日に同資格を喪失しており、申立期間の被保険者記録が確認できない。

また、申立人は、自身と共に勤務していた会社を辞め、ほぼ同時期にA社に入社し、同じ雇用条件で働いていたとする元同僚及び元上司と3人でB支店で働いていたとしているところ、社会保険事務所の記録によると、両者とも、同社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、申立人と同じ昭和44年7月1日となっている。

しかしながら、当該元同僚が保管している申立期間に係る給料支払明細書を見ると、毎月20日締めで給与計算が行われており、昭和44年4月分の給与は、当該元同僚が勤務し始めた同月7日から同月20日までの勤務に係る分、同年5月分の給与は、前月の同年4月21日から同年5月20日までの勤務に係る分であること、及び厚生年金保険料が給与支給の当月に控除されていることが確

認できることから、同年4月21日から当該事業所で勤務し始めたとする申立人が最初に受け取った給与は、同日から同年5月20日までの勤務に係る分であり、申立人は、同年5月に支給された給与から保険料を控除され始めたものと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社で勤務し、申立期間のうち、昭和44年5月1日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、元同僚が保管する給料支払明細書及び申立人のA社に係る昭和44年7月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が申立人と同時期に入社した者について、給与から保険料を控除しながら、昭和44年7月1日を資格取得日として届け出ていることが確認できることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月及び同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和44年4月21日から同年5月1日までの期間については、上述のとおり、当該事業所の給与計算方法からみて、申立人には同年4月分の給与が支給されていないため、当該期間に係る厚生年金保険料を控除する場合、同年5月分の給与から同年4月分及び同年5月分の保険料を併せて控除する必要があるが、申立人に係る同年5月分の給与から当該2か月分の保険料が事業主により控除されたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和63年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年9月1日から同年10月1日まで

私は、昭和50年2月18日にA社に入社し、現在に至るまで同社に継続して勤務しているが、63年10月1日付けの人事異動で、子会社のC社へ出向となった際の社会保険庁の記録が同年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年10月1日に資格取得とされ、厚生年金保険被保険者資格期間が1か月欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の労働者名簿及び雇用保険の被保険者記録から、申立人は、同社において、昭和50年2月18日から現在に至るまで継続して勤務し（63年10月1日に同社B支店から関連会社であるC社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店に係る社会保険事務所の昭和63年8月の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、資格喪失日に係る誤った届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和63年9月分の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人が申立期間に勤務していたA社は、申立期間当時、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められ、かつ、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における資格取得日に係る記録を昭和37年4月1日、資格喪失日に係る記録を同年6月27日とし、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月1日から同年6月27日まで

私は、昭和36年11月にA社に入社してから37年10月に退職するまでの間、継続して同社B支店に勤務していたが、社会保険庁の記録によると、申立期間の厚生年金保険被保険者期間が欠落しており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、A社は、昭和37年4月1日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、同年6月27日に再度、適用事業所となっているため、申立期間においては、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

しかしながら、申立人が記憶する元同僚の証言により、申立人は申立期間の前後を通じてA社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、A社は法人事業所である上、申立人及び元同僚は、申立期間においても10人程度の従業員が継続して勤務していたと証言していることから、同社は、申立期間当時も厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

さらに、上記の元同僚が所持する申立期間に係る給与明細書を見ると、厚生

年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらのことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の元同僚が保管する給与明細書を見ると、申立期間において、申立期間の直前の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が控除されていることから、昭和 37 年 3 月の標準報酬月額と同額の 1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 37 年 4 月及び同年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格喪失日（昭和40年6月25日）及び資格取得日（41年2月1日）に係る記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、40年6月は2万4,000円、同年7月は2万8,000円、同年8月は2万6,000円、同年9月は3万円、同年10月は2万4,000円、同年11月は3万3,000円、同年12月は3万円、41年1月は2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月25日から41年2月1日まで
経営状態が悪くなったA社の都合で、昭和40年6月から7月ごろに、いったん退職したが、休職期間の給与と社会保険の補償の申出があり、復職した。休職期間は1か月程度だったと思うので、よく調べて訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立人は、A社において昭和40年4月2日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年6月25日に同資格をいったん喪失した後、41年2月1日に同事業所において再度同資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人から提出された給料支払明細書により、申立人は、昭和40年6月から41年1月までの期間において、毎月の給与を当該月末に支給され、事業主により給与から厚生年金保険料として各月908円を控除されていることが確認できる上、申立期間当時、A社において厚生年金保険被保険者記録を有する元従業員が、「申立期間当時、申立人が仕事を休んでいた記憶は無く、私と一緒に勤務していた。」と証言している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断する

と、申立人は、申立期間においてA社で継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる報酬月額から、昭和40年6月は2万4,000円、同年7月は2万8,000円、同年8月は2万6,000円、同年9月は3万円、同年10月は2万4,000円、同年11月は3万3,000円、同年12月は3万円、41年1月は2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は全喪しており、元事業主も既に死亡しているため詳細は不明であるが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年6月から41年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、昭和48年8月から同年10月までを12万6,000円、同年11月から49年3月までを11万8,000円、同年4月及び同年5月を12万6,000円、同年6月を13万4,000円、同年7月を14万2,000円、同年8月を15万円、同年9月を13万4,000円、同年10月及び同年11月を14万2,000円、同年12月を16万円、50年1月を14万2,000円、同年2月を18万円、同年3月を13万4,000円、同年4月を16万円、同年5月及び同年6月を15万円、同年7月を16万円、同年8月から同年11月までを17万円、同年12月を18万円、51年1月及び同年2月を17万円、同年3月を16万円、同年4月を18万円、同年5月を16万円、同年6月から同年8月までを18万円、同年9月を19万円、同年10月を17万円、同年11月を18万円、同年12月を20万円、52年1月を19万円、同年2月を22万円、同年3月を18万円、同年4月を19万円、同年5月から同年10月までを20万円、同年11月及び同年12月を22万円、53年1月を19万円、同年2月を22万円、同年3月を24万円、同年4月及び同年5月を22万円、同年6月を24万円、同年7月から55年7月までを22万円、同年8月から56年11月までを24万円、同年12月を30万円、57年1月を28万円、同年2月を32万円、同年3月から同年5月までを30万円、同年6月及び同年7月を32万円、同年8月から同年11月までを30万円、同年12月を32万円、58年1月を30万円、同年2月を32万円、同年3月を30万円、同年4月から同年10月までを32万円、同年11月を30万円、同年12月から62年7月までを32万円、同年8月を30万円、同年9月から平成元年11月までを32万円、同年12月から3年9月までを28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月1日から平成4年11月21日まで

「ねんきん特別便」に記載された、私がA社で勤務していた期間の標準報酬月額が、給与から控除されている厚生年金保険料額からみて、実際よりも低く申告されていることが分かった。保管している給料支払明細書をすべて提出するので、適正な標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料控除額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から判断すると、申立期間のうち、昭和48年8月から同年10月までは12万6,000円、同年11月から49年3月までは11万8,000円、同年4月及び同年5月は12万6,000円、同年6月は13万4,000円、同年7月は14万2,000円、同年8月は15万円、同年9月は13万4,000円、同年10月及び同年11月は14万2,000円、同年12月は16万円、50年1月は14万2,000円、同年2月は18万円、同年3月は13万4,000円、同年4月は16万円、同年5月及び同年6月は15万円、同年7月は16万円、同年8月から同年11月までは17万円、同年12月は18万円、51年1月及び同年2月は17万円、同年3月は16万円、同年4月は18万円、同年5月は16万円、同年6月から同年8月までは18万円、同年9月は19万円、同年10月は17万円、同年11月は18万円、同年12月は20万円、52年1月は19万円、同年2月は22万円、同年3月は18万円、同年4月は19万円、同年5月から同年10月までは20万円、同年11月及び同年12月は22万円、53年1月は19万円、同年2月は22万円、同年3月は24万円、同年4月及び同年5月は22万円、同年6月は24万円、同年7月から55年7月までは22万円、同年8月から56年11月までは24万円、同年12月は30万円、57年1月は28万円、同年2月は32万円、同年3月から同年5月までは30万円、同年6月及び同年7月は32万円、同年8月から同年11月までは30万円、同年12月は32万円、58年1月は30万円、同年2月は32万円、同年3月は30万円、同年4月から同年10月までは32万円、同年11月は30万円、同年12月から62年7月までは32万円、同年8月は30万円、同年9月から平成元年11月までは32万円、同年12月から3年9月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、昭和48年8月から平成3年9月までの期間について、給料支払明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と、社会保険事務所

で記録されている標準報酬月額が、長期にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書で確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和48年4月から同年7月までの期間については、給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（6万円）は、社会保険庁に記録されている標準報酬月額と同額であることが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和44年4月から48年3月までの期間及び平成3年10月から4年10月までの期間については、申立人は当該期間の給料支払明細書を所持しておらず、ほかに、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和44年4月から48年7月までの期間及び平成3年10月から4年10月までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和41年3月27日、資格喪失日に係る記録を同年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月ごろから同年6月1日まで

A社の勤務期間の記憶をたどり、思い出してみますが、年月が経っており定かではありません。しかし、昭和41年5月の給与明細書が出てきました。手書きの物ですが、厚生年金保険の保険料も控除されていることが確認できます。確かに間違いありませんので、ご検討をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録（昭和41年3月27日取得、同年5月31日離職）から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人は、A社に係る昭和41年5月分の給与明細書を所持しており、同明細書を見ると、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、申立期間と同時期にA社に勤務していた複数の元従業員は、「厚生年金保険の加入期間は勤務した期間と一致する。」と供述しており、当該元従業員の同期間に係る厚生年金保険被保険者記録も確認できることから、当時、事業主は従業員の勤務期間について、すべて厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は不明であるとしているが、社会保険事務所に保管されている当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間において整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年3月から同年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社本社における資格喪失日に係る記録を昭和21年4月1日に、A社B支店における資格取得日に係る記録を同年6月1日にそれぞれ訂正し、申立期間の標準報酬月額については、同年3月を70円、同年6月から22年4月までを210円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年3月28日から同年4月1日まで
② 昭和21年6月1日から22年5月18日まで

A社に在職中、C支店、B支店、C支店、D支店と転勤した。単なる記録間違いと思われるので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍期間証明書により、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し（人事記録が無いため異動日は不明であるものの、申立人は、昭和21年4月1日にA社本社からC支店に、同年6月1日にC支店からB支店に異動したとしている。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社に係る昭和21年3月（資格喪失の当月であるものの、標準報酬等級が記録されている。）及びB支店に係る22年5月の社会保険事務所の記録から、同年3月は70円、同年6月から22年4月までは210円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしているが、社会保険事務所の記録によれば、勤務先及び異動日が申立人と全く同じで、かつ、厚生年金保険の資格取得日及び同喪失日も同一である被保険者が申立人以外にも一人確認できることから、事

業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 21 年 3 月及び同年 6 月から 22 年 4 月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

兵庫厚生年金 事案 1217

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成19年11月1日から20年3月21日までの期間については、標準報酬月額決定の基礎となる19年4月から同年6月までの期間において、申立人は、厚生年金保険被保険者として標準報酬月額32万円に相当する報酬月額が事業主により支払われていたと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を32万円に訂正する決定を行うことが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月1日から平成20年3月21日まで
私がA社で勤務していた期間のうち、給与明細書を提出した昭和54年1月分から平成20年3月分までの月收入（総支給額）より、社会保険庁の標準報酬月額の記録が低額になっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年1月1日から平成20年3月21日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、年金記録確認第三者委員会では、社会保険事務所の保険料徴収権が時効により消滅した期間については、厚生年金保険法又は厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律、保険料徴収権が時効により消滅していない期間については、厚生年金保険法に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、昭和54年1月1日から平成19年11月1日までの期間については、社会保険事務所の保険料徴収権が時効により消滅した期間であり、19年11月1日から20年3月21日までの期間については、当該保険料徴収権が時効により消滅していない期間である。

申立人から提出された給与明細書により、申立期間において、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に見合う報酬月額を超える給与が支給されていたことが確認できる。

しかし、当該給与明細書により確認できる昭和54年1月から平成19年10月までの保険料控除額に相当する標準報酬月額は、社会保険庁に記録されてい

る標準報酬月額と一致又はそれ以下であることが確認できる。

また、申立期間について、社会保険庁の申立人に係る標準報酬月額の記録は遡及^{そきゆう}して引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない上、A社が加入している厚生年金基金における申立人の加入期間（昭和63年4月1日から平成20年3月21日まで）に係る標準報酬月額は、社会保険庁の記録と一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人の昭和54年1月から平成19年10月までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

一方、申立期間のうち、平成19年11月1日から20年3月21日までの期間については、社会保険庁が記録している標準報酬月額は28万円とされている。しかし、申立人から提出された給与明細書により、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる19年4月から同年6月までの期間において、申立人は厚生年金保険被保険者として標準報酬月額32万円に相当する報酬月額が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、社会保険庁長官は、厚生年金保険法の規定に基づき、当該期間の標準報酬月額を32万円に訂正する決定を行うことが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から50年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から50年1月まで

私は、昭和47年12月に、勤務していた会社を退職し家業を手伝うことになった。その際、私の母親が48年1月ごろに市役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと聞いていたことから、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年1月ごろに、母親が申立人の国民年金の加入手続きを行ったとしているが、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、52年2月4日に払い出されていることが確認でき、その時点では既に申立期間のほとんどが時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、市役所が保管する申立人の昭和51年度の国民年金収滞納一覧表を見ると、申立人が同年度内に国民年金に新規加入したことを示すコード番号が確認できることから、申立人はこのころに国民年金に加入したものと推認され、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が申立人に対して払い出され、申立人に係る国民年金の加入手続きが行われたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の母親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は保険料の納付に関与しておらず、当時、保険料を納付していたとする申立人の母親は既に亡くなっているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明であり、ほかに申立人の母親が申立期間に係る申立人の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月から49年3月まで

私が20歳になった時、母親がA役場で私の国民年金の加入手続を行った。当時、私と姉は家業を手伝っており、両親が私と姉の国民年金の保険料を納付していた。3か月ごとにBさんが自宅に来て保険料を集金していた。

主人が60歳になる前に社会保険事務所に行った時、申立期間が未納となっていることを知って、大変驚いた。両親が姉と一緒に保険料を納付していたのに、私だけ未納とされており、納得できない。両親と集金人のBさんも既に他界し、領収書も無いが、姉の昭和47年4月から49年3月までの領収書を添付する。それ以前の記録についても当時のA役場を調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和43年*月にその母親が加入手続を行い、その後、両親が申立人及びその姉の国民年金保険料を納付したとしているが、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、49年5月に払い出されている上、市が保管する国民年金手帳払出簿においても、申立人の国民年金手帳は、同月に払い出されていることが確認でき、このころに加入手続が行われたものと推認され、この時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間となり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の両親も既に亡くなっているため、申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人は、申立期間において、両親が申立人とその姉の保険料を納

付していたとしているが、申立期間のうち、昭和43年11月から46年9月までの期間については、申立人の姉も保険料が未納であり、申立人の主張と一致しない。

加えて、申立人及びその両親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から60年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から60年2月まで

私は、申立期間の国民年金保険料について、A市役所で国民健康保険料と一緒に現金で納付してきたのに、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年12月に結婚し、B市からA市へ転居して、A市役所で申立期間の国民年金保険料を納付したとしているが、申立人が所持する年金手帳の住所記載欄には、前住地であるB市の住所は確認できるものの、結婚後のA市の住所の記載を確認することができない。また、社会保険事務所が管理する申立人の国民年金被保険者台帳によると、居所が不明であった旨の記載がある上、転居後のA市の住所は、行政機関において「職権」により把握されたことをうかがわせる記載と共に、申立人の氏名は結婚前の旧姓で管理されていたことが確認できる。さらに、同市によれば、申立人の夫の国民年金被保険者名簿は確認できるが、申立人の当該名簿は見当たらないとしている。以上のことから、同市において、申立人に係る国民年金保険料の納付書が発行され、申立人が申立期間の保険料を納付できていたとは考え難い。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの期間、59年1月から同年3月までの期間、60年1月から同年12月までの期間、63年4月から同年9月までの期間及び平成4年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から同年3月まで
② 昭和59年1月から同年3月まで
③ 昭和60年1月から同年12月まで
④ 昭和63年4月から同年9月まで
⑤ 平成4年4月

私は、昭和41年11月以降、同じ場所で店を営んでおり、当該店舗兼自宅に集金に来ていた郵便局か役所の職員に、自分自身のみ国民年金保険料を主に半年ごとに現金で納付し、一度も保険料の納付を欠かしたことはない。昭和47年4月以降の年金手帳は、地震で喪失しているが、25か月を未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、店舗兼住宅に来た集金人に、申立人自身のみ保険料を6か月分ずつ納付していたとしているが、社会保険庁の記録を見ると、すべての申立期間について、申立人の元妻も国民年金保険料が未納となっている上、申立人及びその元妻の納付済期間は、確認出来る納付日がすべて同日であることが確認でき、申立人の主張とは相違がみられる。

また、社会保険庁が管理する申立人の特殊台帳によると、申立期間②に係る未納保険料の納付の督促が、申立人及びその元妻の両方に行われたことが確認できるなど、申立人の主張と相違する。

さらに、申立期間は5か所に及び、申立人の元妻も同じ期間の保険料が未納となっており、行政がこれだけの回数の事務処理を夫婦同時に誤るとは考え難い上、申立人が申立期間①から⑤までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から⑤までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から51年12月まで

私は、昭和55年ごろ、市役所で、20歳にさかのぼって、約60万円の国民年金保険料をまとめて納付した。

確かに納付したはずなのに、社会保険事務所の記録では、昭和55年6月6日に52年1月から同年12月まで、1年間特例納付した記録しかない。年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年ごろ、十分な資力を有する申立人の母親から約60万円を用意してもらって、20歳からさかのぼって特例納付を行ったとしているが、社会保険事務所が保管する申立人の国民年金被保険者原票及び市が保管する国民年金被保険者名簿のいずれにおいても、申立期間の直後の52年1月から同年12月までの期間の保険料については、第3回特例納付（53年7月から55年6月までの期間で実施）の実施期間中である55年6月9日に特例納付を行った記録が確認できるが、申立期間については、保険料の納付記録は確認できず、当該記録に不自然な点もみられない。

また、当該被保険者原票によると、上記の昭和52年1月から同年12月までの期間の特例納付に加え、その直後の53年1月から55年3月までの期間の保険料について、同年4月から57年7月までの8回（55年4月25日、同年8月11日、同年9月3日、56年1月21日、同年4月28日、同年7月30日、同年11月4日、57年7月5日）に分けて過年度納付していることが確認できる。したがって、申立人が20歳にさかのぼって特例納付したとする時点及び第3回特例納付の実施期間終了時点（55年6月30日）においては、納付可能な未納期間が残っていたものとみられ、これらを残し、申立期間の保険料のみを一

括で特例納付したとするのは不自然なものと考えられる。

さらに、申立人が納付したとする保険料額に関する記憶も曖昧^{あいまい}である上、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年1月から同年3月までの期間、同年7月から11年7月までの期間及び15年9月から16年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年1月から同年3月まで
② 平成9年7月から11年7月まで
③ 平成15年9月から16年8月まで

私が平成5年3月にA社を退職後、町役場で妻が国民年金の再加入手続を行い、11年8月に私が経営する会社が厚生年金保険の適用事業所となるまでの間、妻が夫婦二人分の保険料を金融機関で納付書により毎月末日までに納付しており、申立期間が未納とされていることに納得できない。

また、私が平成16年6月に厚生年金受給手続のため赴いた社会保険事務所の窓口で国民年金の納付期間が10か月不足と言われ、7月初旬に同社会保険事務所の窓口で約13万円納付したにもかかわらず、未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、申立人は、その妻が納付書により毎月末に金融機関で国民年金保険料を納付したとしているが、社会保険庁の記録によると、申立期間①の直後の納付済期間（平成9年4月から同年6月までの期間）について、まとめて同年7月22日に納付していることが確認でき、申立人の主張と相違する。

また、申立人に係る社会保険庁のオンライン記録及び町役場の国民年金オンライン記録においても、申立期間①及び②のいずれの期間も未納とされている上、申立人の妻が保険料を納付したとする金融機関において申立期間当時の領収書の控えは保管されておらず、社会保険事務所においても領収済通知書は保存されていないものの、町役場によると、申立期間当時には、町役

場における収納管理は電算機により厳密に行われていたとしており、記録の漏れがあったとは考え難い。

さらに、申立人の妻が申立期間①及び②に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、また、申立人は、当該期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間③については、申立人は、平成16年6月ごろに厚生年金保険の受給手続のために社会保険事務所に出席した際に、年金を受給するのに必要な納付月数が10か月不足していると言われたので、同年7月初旬に10か月の国民年金保険料として約13万円を納付したとしているが、社会保険事務局が保管する申立人に係る老齢厚生年金の裁定請求に係る届出書を見ると、同年4月26日付けで受け付けている上、同月28日付けで、昭和61年4月11日に払い出された国民年金手帳記号番号に係る納付記録に50年11月17日に払い出されていた国民年金手帳記号番号に係る納付記録（15か月分）が統合され、その時点において受給月数を満たしていることが確認でき、平成16年6月時点において、年金を受給するのに必要な納付月数が10か月不足していたとは考え難い。

また、申立人は、申立期間③当時、既に60歳を超えており、国民年金に任意加入し被保険者資格を取得しない限り、国民年金保険料を納付することはできず、また、保険料も任意加入後の期間しか納付できないため、仮に平成16年6月に任意加入手続を行った場合でも、申立期間③のうち16年6月から同年8月までの3か月分しか保険料を納付できない。

さらに、申立人が申立期間③に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間③の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から③までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年1月から同年3月までの期間及び同年7月から11年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年1月から同年3月まで
② 平成9年7月から11年7月まで

私は、平成5年3月に夫がA社を退職した後、町役場で国民年金の再加入手続を行い、11年8月に夫が経営する会社が厚生年金保険の適用事業所となるまでの間、私が夫婦二人分の保険料を金融機関で納付書により毎月末日までに納付しており、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付書により毎月末に金融機関で納付したとしているが、社会保険庁の記録によると、申立期間①の直後の納付済期間（平成9年4月から同年6月までの期間）について、まとめて同年7月22日に納付していることが確認でき、申立人の主張と相違する。

また、申立人に係る社会保険庁のオンライン記録及び町役場の国民年金オンライン記録においても、申立期間①及び②のいずれの期間も未納とされている上、申立人が保険料を納付したとする金融機関において申立期間当時の領収書の控えは保管されておらず、社会保険事務所においても領収済通知書は保存されていないものの、町役場によると、申立期間当時には、町役場における収納管理は電算機により厳密に行われていたとしており、記録の漏れがあったとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1203

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 4 月 1 日から 6 年 2 月 26 日まで

私は、A社の事業主であり、同社を平成元年6月から社会保険庁の厚生年金保険適用事業所としていたところ、資金繰りに行き詰まり6年4月に破産宣告を受け倒産したが、私は経理関係には一切関与しておらず、経理担当者にすべてを任せていたので、申立期間の標準報酬月額が故意に改ざんされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、平成3年12月から5年2月までの標準報酬月額については、社会保険庁の記録によると、5年3月24日付けで、3年12月から4年5月までの期間は56万円から20万円に、同年6月から5年2月までの期間は44万円から20万円にそれぞれ遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿を見ると、上記遡及訂正時点では、申立人が同社の代表取締役になっていることが確認できる上、申立人は、申立期間当時、同社が厚生年金保険料を滞納していたことは認識していたとしており、同社の元経理担当者によると、「当時会社の経営が苦しく保険料を滞納しており、社会保険事務所に赴き保険料を分割納付できるようにお願いし、そのことについてはすべて申立人に報告していた。」と証言している。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役は、会社の業務としてなされた当該行為に責任を負うべきであり、当該行為の結果である訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、当該期間について、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係

る記録訂正を認めることはできない。

- 2 申立期間のうち、平成5年3月から6年1月までの標準報酬月額については、社会保険庁の記録によると、5年3月24日付けの処理により標準報酬月額が20万円となって以降、同年10月の標準報酬月額の定時決定でも同年9月24日付けで20万円として処理されていることが確認でき、訂正等も無く、記録に不自然な点は見当たらない上、ほかに当該期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

仮に、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたとしても、申立人は、代表取締役であり、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

- 3 申立期間のうち、平成2年4月から3年11月までの標準報酬月額については、社会保険庁の記録によると、A社は、6年2月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、その約2か月後の同年4月15日付けで、2年4月から同年7月までの期間は44万円から13万4,000円に、同年8月から3年9月までの期間は53万円から17万円に、同年10月及び同年11月は53万円から16万円にそれぞれ遡及して訂正されていることが確認できる。

申立人によると、このような遡及訂正の手続は行っておらず、承知していないとしている。

また、上記の遡及訂正処理は、A社が裁判所から破産宣告を受けた平成6年4月1日から2週間後の同月15日付けで処理されていることが確認できる。

そこで、上記の標準報酬月額の遡及訂正の届出については、事業主が自ら行ったか、社会保険事務所が職権で行ったか又は破産宣告に伴い選任された破産管財人が行ったことが想定されるどころ、A社の破産手続に係る破産管財人によると、当時の資料は残っておらず、当該届出を行ったかどうかは不明であるとしており、社会保険事務所が独断で行ったことをうかがわせる事情もない。

一方、社会保険庁の記録によると、申立人に係る標準報酬月額の遡及訂正処理については、前述1のとおり、当該期間に係る処理以前にも複数回の遡及訂正処理が行われていることが確認できる上、申立人は事業所の破産手続について、弁護士にその申請を依頼し、必要な書類等を渡し相談していたと

しており、破産宣告から遡及訂正処理まで短期間であることから、申立人は、A社の代表取締役として、上記の標準報酬月額の上記遡及訂正の届出について、承知していなかったものとは考え難い。

これらのことから、その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、上記遡及訂正処理の届出について責任を負うべきであり、当該行為の結果である訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、当該期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1204

第1 委員会の結論

申立人は、昭和39年4月1日から40年4月22日までの期間及び同年6月16日から44年9月30日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

また、申立人の平成15年5月1日から同年9月3日までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月1日から40年4月22日まで
② 昭和40年6月16日から44年9月30日まで
③ 平成15年5月1日から同年9月3日まで

私は、いつ聞いたのかは定かではないが、亡くなった従兄弟から、昭和39年春ごろからA社に入社するまでの約5年半、B社に勤務していたと聞いた記憶があるが、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録が2か月しかないことに納得できない。

また、私のC社での申立期間の標準報酬月額が平成15年12月9日に50万円から24万円に、さかのぼって減額されているが、当時は海外におりそのような手続をすることはできないので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和39年4月1日から44年9月30日までの間、B社において継続して勤務していたと従兄弟から聞いたとしているところ、社会保険庁の記録によると、同年4月22日から同年6月15日までの期間について同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できることから、同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、昭和39年4月1日から同社が厚生年金保険の適

用事業所に該当しなくなった41年7月19日までの期間において、上記の被保険者記録以外に申立人の氏名は見当たらない上、健康保険の番号に欠番は無く、記録に不自然な点も見られない。

また、申立人は、元同僚の氏名を正確に記憶していないため、申立期間①及び②にB社において厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員3人から聞き取りを行ったが、すべての者が「申立人を記憶していない。」としており、申立人が申立期間①及び②に同社に在籍していたことについて具体的な証言を得ることができない。

さらに、社会保険庁の記録によると、B社は昭和41年7月19日付けで厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなったことから、申立期間②のうち、41年7月19日から44年9月30日までの期間については、適用事業所となっていない期間である。

加えて、申立期間①のうち、昭和39年4月1日から同年5月1日までの期間については、D社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認でき、また、申立期間②のうち、44年9月1日から同月30日までの期間については、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

このほか、公共職業安定所の申立人のB社に係る雇用保険被保険者記録を見ると、被保険者期間は昭和40年4月22日から同年6月15日までの期間であることが確認でき、社会保険庁の記録と一致している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

- 2 社会保険庁の記録によると、申立人が代表取締役を務めていたとするC社は、平成15年9月3日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同日に申立人の厚生年金保険被保険者資格が喪失された時点においては、申立人と取締役（経理担当）であった申立人の妻以外に被保険者は存在せず、その約3か月後の同年12月9日付けで、申立期間③のすべてについて、さかのぼって標準報酬月額が50万円から24万円に減額されていることが確認できる。

しかしながら、商業登記簿を見ると、申立期間③を含め、C社の設立時から同社が平成15年11月に破産宣告を受け、16年7月22日に破産終結するまでの間、申立人は同社の代表取締役になっていることが確認でき、申立人によると、社会保険の手続などの事務手続はすべて申立期間③当時の取締役であった申立人の妻が行っていたと証言している。

また、申立人は、社会保険事務所の聞き取り調査の中で、申立期間③のう

ち、平成15年7月分及び同年8月分の厚生年金保険料を滞納していたとしており、標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額を試算すると、納付済みと考えられる申立人及びその妻に係る同年5月分及び同年6月分の厚生年金保険料の合計額と、訂正処理により同月額が減額された申立人及びその妻に係る同年5月から同年8月までの厚生年金保険料の合計額は一致する。

さらに、上記の標準報酬月額^{せきぎゅう}の遡及訂正の届出については、事業主が自ら行ったか、社会保険事務所が職権で行ったか又は破産宣告に伴い選任された破産管財人が行ったことが想定されるところ、C社の破産手続に係る破産管財人によると、「標準報酬月額の相違などは、破産管財業務で問題になったことはない。」としている。

また、破産手続を一任された弁護士（以下「代理弁護士」という。）によると、「代理人として自らが、保険料を遡及訂正して相殺した事実はない。」としている。

一方、申立人は「代理弁護士に、破産関係の手続を委任した後、妻と共に海外に長期間滞在しており、遡及訂正に関与はできなかった。」と主張している。

しかしながら、申立人が所持するパスポートにより、申立人が妻と共にC社における被保険者資格の喪失処理がされた日（平成15年11月25日付で同年9月3日に遡及して喪失処理）の前に帰国していることが確認できる。また、標準報酬月額^{せきぎゅう}の遡及訂正処理がされた日（15年12月9日）の前にも帰国しており、この時点では、町役場において国民年金の任意加入の手続も行っている。

これらのこと、及び社会保険事務所が独断で遡及訂正処理を行ったことがうかがえないことを合わせ考えると、申立人が海外に滞在しているため遡及訂正処理に関与せず社会保険事務所において標準報酬月額の改定処理がなされたとは考え難く、自身の標準報酬月額^{せきぎゅう}の減額に申立人の同意があったものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役であった申立人が自身の標準報酬月額に係る記録訂正処理に同意しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで

私は、A社で昭和 49 年 4 月 1 日から 50 年 9 月 30 日まで在籍したが、年金記録を確認したところ、厚生年金保険被保険者資格喪失年月日が本来は同年 10 月 1 日となるはずなのに、実際には同年 9 月 30 日となっており、被保険者期間が 1 か月短くなっていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された退職辞令により、申立人が昭和 50 年 9 月 30 日にA社を退職したことが確認できるが、社会保険庁の記録によると、申立人の同社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、退職日と同日となっていることが確認できる。

一方、A社から提出された申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を見ると、申立人については、他の元従業員 3 人と併せて、昭和 50 年 9 月 30 日を資格喪失日とする届出が、社会保険事務所に対して行われたことが確認できる。これについて、同社の現在の担当者は、「月末日付けの退職者の厚生年金保険の資格喪失手続は、現在は退職日の翌日（翌月 1 日）を資格喪失日として届出を行い、退職月に支給する給与から 2 か月分の保険料を控除（翌月控除）しているが、申立期間当時は本人の同意のもとに、退職月に控除する保険料を 1 か月分だけとする代わりに、退職日を資格喪失日として届出を行っていたこともあったと、当時の関係者から聞いており、申立人についても、残されている資料（上記確認通知書）にあるとおりの届出を行い、申立期間の保険料を控除していないと考えている。」としている。

また、社会保険庁のオンライン記録により、昭和 34 年から 55 年末までの間

にA社において厚生年金保険被保険者資格を毎月1日付けで喪失している者に対して調査したところ、回答のあった6人のうちの5人は詳細を記憶していないものの、同社で経理事務等を担当していた一人が、「会社から説明を受け、退職月の給与から保険料を2か月分控除してもらい、退職月の翌月1日付けで資格を喪失することを選んだ。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は本来、厚生年金保険法の定めるところにより、離職日の翌日を資格喪失日として届出を行うべきところであるが、A社では、申立期間当時、退職者の同意を得た上で、離職日を資格喪失日とする届出を行っていたことが認められ、申立人についても同様の取扱いがなされたものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月2日から35年1月13日まで

私は、会社を昭和35年1月13日に夫と共に退職し、すぐにA市に転居したが、1年以上経過した36年5月に脱退手当金を受給した記録となっていることを58年ごろに知った。しかし、私は、脱退手当金の制度を知らなかったし、会社からの説明も無かった。退職の時に社会保険事務所に行ってもいないのに、脱退手当金をもらっているはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、社会保険庁が保管する被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答していたことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 5 月 1 日から 17 年 12 月 31 日まで
私は、平成 15 年 12 月ごろから 18 年 5 月ごろまで A 社で勤務していたが、16 年 5 月から 17 年 12 月までの給与明細書では厚生年金保険料が控除されているので、この期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の元従業員の証言及び申立人が所持する給与明細書から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことは確認できる上、同明細書を見ると、「厚生年金保険料」の項目に金額が記載されており、給与から厚生年金保険料が控除されている記載が確認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、A 社は、平成 13 年 4 月 1 日付けで適用事業所ではなくなっており、申立期間については、同社は厚生年金保険の適用事業所となっていない期間である上、申立人は申立期間において国民年金の被保険者となっていることが確認できる。

また、A 社の複数の元従業員によると、「会社から、厚生年金保険を脱退し、国民年金に変わる旨の説明を受けた記憶がある。」としており、同社の元経理担当者によると、「厚生年金保険から脱退した後は、国民年金及び国民健康保険の納付書を事業所に提出した従業員については、給与からそれぞれの保険料額の半額を控除し、残る半額を事業所が負担し、事業所でそれぞれの保険料を納付していた。」としている上、同社の複数の元従業員の国民年金保険料の納付日を見ると、申立期間において、その日付が一致している期間も確認できることから、元経理担当者の証言どおり、事業所が国民年金保険料を一括して納付していたことがうかがえる。

さらに、申立人が所持する給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額については、同明細書に記載されている報酬額に見合う厚生年金保険料額よりも下回っている上、申立期間当時の国民年金保険料（平成 16 年 5 月から 17

年3月までは1万3,300円、同年4月から同年12月までは1万3,580円)の半額と一致する。

加えて、市役所によると、申立人は、申立期間を含む平成15年10月16日から申立時点に至るまで、市の国民健康保険の被保険者であるとしている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A社で勤務していた私は、同社の系列会社であるB社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 57 年 4 月 1 日に、同社に移籍し、厚生年金保険の被保険者資格を取得したが、その時の標準報酬月額が 15 万円となっていたことがわかった。

私は当時、両社の取締役であったが、系列会社への移籍であるにもかかわらず、給料が 38 万円から 15 万円に急激に減額されるとは考え難いので、調査の上、正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の標準報酬月額は、A社からB社への移籍に伴い、申立人が主張するとおり、38 万円から 15 万円に減額されていることが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所に保管されているB社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立期間に係る標準報酬月額^{そきゅう}を遡及して訂正する等、記載内容に不自然さをうかがわせる点は見当たらない。

また、社会保険庁の記録によると、昭和 57 年 4 月 1 日にA社からB社に異動し厚生年金保険の被保険者資格を取得した者は、申立人のほかに二人のみであり、うち一人(経理担当)の標準報酬月額は移籍の前後で変化は無いものの、もう一人(代表取締役)の標準報酬月額は移籍に伴い、41 万円から申立人と同額の 15 万円に減額されていることが確認できることから、当時、B社では、移籍した者のうち役員(取締役であった申立人及び代表取締役)については、報酬を引き下げて社会保険事務所に届け出ていることがうかがえる。さらに、同記録では、これら二人のほか、申立人が同時期にA社からB社に異動したと

主張する元従業員5人については、いずれもB社において申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

加えて、B社は、社会保険庁の記録上、平成2年1月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、解散時の代表取締役や、申立期間当時の代表取締役も、申立期間当時のことは分からないと供述している上、複数の元従業員が当時の実質的なオーナーであったとする者からも聴取したが、分からないと供述している。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）及び申立人の給与から当該保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年8月20日から平成元年6月26日まで
② 平成2年1月26日から8年5月31日まで

私は、昭和56年1月26日にA社に入社し、平成8年5月31日まで継続して同社で勤務していたのに、社会保険庁の記録において、昭和61年8月20日から平成元年6月26日までと2年1月26日から8年5月31日までの厚生年金保険被保険者期間が抜け落ちていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

複数の元上司の証言から、申立人が申立期間①及び②においてA社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社が保管する申立人の厚生年金保険に関する各種資料によると、申立人は、昭和61年8月20日に被保険者資格を喪失した後、平成元年6月27日に同資格を再取得し、再び2年1月25日に退職により同資格を喪失して被保険者証を返納しており、申立期間①及び②において、厚生年金保険被保険者ではなかったことが確認できる。

また、A社に文書で照会したところ、同社は、「理由は不明であるが、申立人の希望により、在職中に厚生年金保険の被保険者資格の喪失手続をした。」と回答している上、申立期間①及び②当時、同社で社会保険関係事務の担当者であった元同僚は、「このような資格喪失手続をしたのは申立人だけだったので、そのことを明確に記憶している。」と証言している。

さらに、申立期間①については、申立人の雇用保険の被保険者記録が無く、申立期間②については、申立人は平成2年1月から4年7月までの国民年金保険料を納付している上、A社が保管している8年2月から同年4月までの分、及び同年6月分の申立人の給料支給明細（控）によると、各月の給与から厚生

年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1210

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 5 月 1 日から同年 9 月 3 日まで
私の A 社での申立期間の標準報酬月額が平成 15 年 12 月 9 日に 36 万円から 19 万円に、さかのぼって減額されているが、当時は海外にありそのような手続をすることはできないので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人が取締役（経理担当）を務めていたとする A 社は、平成 15 年 9 月 3 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同日に申立人の厚生年金保険被保険者資格が喪失された時点においては、申立人と代表取締役であった申立人の夫以外に被保険者は存在せず、その約 3 か月後の同年 12 月 9 日付けで、申立期間のすべてについて、さかのぼって標準報酬月額が 36 万円から 19 万円に減額されていることが確認できる。

しかしながら、商業登記簿を見ると、申立期間を含め、A 社の設立時から同社が平成 15 年 11 月に破産宣告を受け、16 年 7 月 22 日に破産終結するまでの間、申立人は同社の取締役になっていることが確認でき、申立期間当時に同社の代表取締役であった申立人の夫によると、社会保険の手続などの事務手続はすべて申立人が行っていたと証言している。

また、申立人は、社会保険事務所の聞き取り調査の中で、申立期間のうち、平成 15 年 7 月分及び同年 8 月分の厚生年金保険料を滞納していたとしており、標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額を試算すると、納付済みと考えられる申立人及びその夫に係る同年 5 月分及び同年 6 月分の厚生年金保険料の合計額と、訂正処理により同月額が減額された申立人及びその夫に係る同年 5 月から同年 8 月までの厚生年金保険料の合計額は一致する。

さらに、上記の標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正の届出については、事業主が自ら行ったか、社会保険事務所が職権で行ったか又は破産宣告に伴い選任された破産管財人が行ったことが想定されるところ、A社の破産手続きに係る破産管財人によると、「標準報酬月額の相違などは、破産管財業務で問題になったことはない。」としている。

また、破産手続きを一任された弁護士（以下「代理弁護士」という。）によると、「代理人として自らが、保険料を遡及訂正して相殺した事実はない。」としている。

一方、申立人は「代理弁護士に、破産関係の手続きを委任した後、夫と共に海外に長期間滞在しており、遡及訂正に関与はできなかった。」と主張している。

しかしながら、申立人が所持するパスポートにより、申立人が夫と共にA社における被保険者資格の喪失処理がされた日（平成15年11月25日付で同年9月3日に遡及して喪失処理）の前に帰国していることが確認できる。また、標準報酬月額の遡及訂正処理がされた日（15年12月9日）の前にも帰国しており、この時点では、夫が町役場において国民年金の任意加入の手続きも行っている。

これらのこと、及び社会保険事務所が独断で遡及訂正処理を行ったことがうかがえないことを合わせ考えると、申立人が海外に滞在しているため遡及訂正処理に関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の改定処理がなされたとは考え難く、自身の標準報酬月額の減額に申立人の同意があったものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険の事務手続きを担当する取締役であった申立人が自身の標準報酬月額に係る記録訂正処理に同意しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和41年7月1日から42年4月22日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、平成3年4月1日から同年7月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年7月1日から42年4月22日まで
② 平成3年4月1日から同年7月1日まで

申立期間①については、当時、A社で1か月7万円から8万円ほどの高い給料をもらっていたが、社会保険庁の記録では、標準報酬月額が1万6,000円となっており、少なすぎるので調査の上、訂正してほしい。

申立期間②については、私は、朝の9時半から夜遅くまで仕事で、高い給料をもらっていたが寝る時間が無いため、3か月で退職した。この間の厚生年金保険被保険者期間が欠落しているので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、社会保険庁のA社に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録は1万6,000円となっているが、当時は1か月に7万円から8万円ほどの給与を受け取っていたとして、給与額及び保険料控除額を示す給与明細書等は無いものの、標準報酬月額の訂正を申し立てている。

しかし、A社は現存しないため、当該期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料について確認することができない。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）を見ても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、社会保険庁のオンライン記録とも一致しており、

さかのぼって訂正が行われた形跡等の不自然な点も見られない。

さらに、被保険者名簿において、昭和41年6月及び同年7月に被保険者資格を取得した47人（申立人を含む。）についてみると、資格取得時の標準報酬月額が1万6,000円であるものが申立人を含めて44人おり、その他の3人についても同程度の標準報酬月額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

また、申立人、複数の元同僚及びA社の元事務担当者は、申立期間①当時、申立人を含む職員は、基本給とは別に売上げに応じた歩合給を受け取っていたとしているところ、その基本給の額が標準報酬月額とほぼ一致することから、上記の資格取得時の標準報酬月額（1万6,000円）は、事業主が基本給のみを対象として届出を行っていたものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間①において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、社会保険庁の記録によると、申立人が勤務していたとするB社は、厚生年金保険の適用事業所となっておらず、法人登記も確認できない上、申立人は、当該事業所の事業主及び元同僚の名前を覚えていないため、これらの者から当時の状況を聴取することができず、申立人の勤務状況が不明である。

また、社会保険庁の記録により、申立人は、申立期間②を含む昭和58年4月から平成18年7月までの間、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間②において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②について、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1212

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月 16 日から 38 年 1 月 1 日まで

A社における厚生年金保険被保険者期間の脱退手当金請求手続は、私が行ったが、B社C支店における同被保険者期間については、当時、被保険者であったことを知らず、当該期間の脱退手当金は受給していないので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後に勤務していたA社を退職後、社会保険事務所において、当該事業所の厚生年金保険被保険者期間に対応する脱退手当金の請求をしたことについては認めているものの、申立期間であるB社C支店での厚生年金保険被保険者期間については、夫婦ともに被保険者記録があることを知らなかったため、脱退手当金を請求しているはずがないと申し立てている。

しかしながら、脱退手当金の事務処理については、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものとして取り扱われているところ、B社C支店とA社の申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は同一である上、両事業所の管轄はいずれも同じ社会保険事務所であることが確認できることから、申立人がA社の厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金の請求手続を行った際に、社会保険事務所が確認できたB社C支店における被保険者期間を併せて脱退手当金の計算の基礎としたものと考えられ、社会保険事務所が行った事務処理に不自然さはいかたがえない。

なお、申立期間より前に、D社において昭和 26 年 4 月 2 日から 27 年 10 月 2 日までの厚生年金保険被保険者記録も確認できるが、同社に係る申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は上記 2 事業所とは別番号であり、同社の管轄も上記 2 事業所とは別の社会保険事務所である上、申立人は当時、同社で厚生年金

保険に加入していたことを知らなかったと供述しており、オンライン化される前の42年当時において、別々の社会保険事務所で管理されていた被保険者記録のすべてを確認するためには、本人の申出のほかに方法がなかったことを鑑みると、同社の記録が脱退手当金の計算の基礎とならなかったことについては、不自然であるとまではいえない。

また、社会保険庁のオンラインに記録されている同一の被保険者記号番号で管理されている、申立期間とその後のA社の期間を支給期間とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 26 日から同年 10 月 1 日まで

私は、昭和 29 年 4 月 26 日から A 社に勤務していたのに、社会保険庁の記録によると、同社における私の厚生年金保険被保険者期間は、同年 10 月 1 日から 30 年 4 月 1 日までとされている。

昭和 29 年の夏ごろに手術を受けた際、健康保険証を使っていたと思うので、当時、厚生年金保険に加入していなかったとは考え難い。

第3 委員会の判断の理由

A 社が提出した在籍証明書から、申立人が申立期間において同社で勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A 社が提出した辞令により、申立人と同様に昭和 29 年 4 月に同社に雇用されたことが確認できる二人の元同僚の職員は、社会保険庁の記録によると、いずれも雇用から約 5 か月後に厚生年金保険に加入していることが確認できるため、同社では、申立期間当時、職員について必ずしも雇用と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

また、病院は、申立人が昭和 29 年の夏ごろに治療を受けたことを示す資料は残っていないとしていることから、健康保険の加入の有無については不明であり、申立人に係る当時の健康保険の加入状況から厚生年金保険の加入について推認することはできない。

さらに、社会保険事務所が保管する A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間には申立人の氏名の記載は無い上、整理番号に欠番も無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)は無い上、ほかに

申立人の給与から申立期間の厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1214

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月31日から8年1月1日まで
亡き妻は、昭和62年5月6日から平成16年3月31日まで、一度も退職することなく、A社に勤務していたはずであるので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の夫が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人は、平成7年1月31日にA社における厚生年金保険被保険者資格を喪失し、8年1月1日に再度同社において同資格を取得していることが確認できるところ、雇用保険の記録によれば、申立人は、7年1月30日に離職し、8年1月1日に再度同資格を取得していることが確認でき、社会保険庁の記録と一致する。

また、雇用保険の記録によれば、申立人は、平成7年2月17日に求職申込みを行い、同年12月20日まで300日分の基本手当を受給していることが確認できる上、申立期間当時、申立人が勤務していたA社の経営するB店は、地震の被害により閉鎖されていたことが確認できることから、申立人が、申立期間において、同社で勤務していたと認めることはできない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 10 月 7 日から 58 年 6 月 30 日まで
② 平成元年 4 月 1 日から 18 年 9 月 4 日まで

昭和 48 年 10 月 7 日から 58 年 6 月 30 日まで A 社に勤務していた期間と、平成元年 4 月 1 日から 18 年 9 月 4 日まで B 社に勤務していた期間の厚生年金記録に空白があります。記録を回復してください。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険被保険者記録及び複数の元従業員の証言により、申立人が A 社（社会保険事務所の記録では、C 社）に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは申立期間①の途中の昭和 57 年 1 月 1 日であることが確認できる上、当該事業所は既に廃業しており、当時の事業主も死亡しているため、申立期間①における申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、社会保険事務所が保管する C 社の厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立人の氏名は記載されていない上、整理番号に欠番等は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

さらに、申立人は、「健康保険に加入したいと申し出たが、加入させてもらえなかったので、やむなく国民健康保険に加入した。社会保険料は給与から控除されていなかった。」と供述している上、社会保険庁の記録によると、申立人については、申立期間①の途中の昭和 56 年 10 月 1 日以降は国民年金の法定免除期間であることが確認できる。

2 申立期間②について、B 社の事業主は、申立人が申立期間②のうち、平成

3年4月1日から4年3月31日までの期間については勤務していたと証言しているものの、同事業主は、「申立人については、平成3年4月から契約期間を定め、時給制で雇用したが、社会保険、雇用保険のいずれの保険にも加入していなかったため保険料は控除していなかった。また、申立人は、4年*月*日に通勤災害により負傷し、以後一度も出勤していない。」と証言している。

また、複数の元同僚からも、申立人が申立期間②の全期間について勤務していたこと、及び厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠を得ることはできない。

さらに、社会保険庁のB社に係るオンライン記録を見ても、申立人の氏名は確認できない上、整理番号に欠番等は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

加えて、申立人は、「健康保険に加入したいと申し出たが、加入させてもらえなかったため、やむなく国民健康保険に加入した。社会保険料は給与から控除されていなかった。」と供述している上、社会保険庁の記録によると、申立人については、申立期間②のうち、平成元年4月1日から3年4月1日までの期間及び10年4月1日から12年3月1日までの期間については国民年金の法定免除期間、5年4月1日から10年4月1日までの期間については国民年金の申請免除期間であることが確認できる。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1216

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 3 日から 44 年 8 月 7 日まで

私は、昭和 44 年 8 月に A 社を退職したが、社会保険庁の記録では、45 年 2 月に脱退手当金が支給されたことになっているようだ。

しかし、私は、退職後に A 社に出向いたことは無いし、同社の事務担当者が自宅に来たことや、私の口座に現金の振込みがあったということも無く、脱退手当金を受け取っていないので、調査の上、支給したという記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している「脱退手当金裁定請求書」には、申立人の氏名の記載と押印があり、脱退手当金の請求が行われたことが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 45 年 2 月 13 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、脱退手当金を受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。